

リクルート支店景品規定

リクルート支店では、次に該当する商品、サービスをご契約いただいたお客さまに対し、本規定に定める景品を進呈します。

第1条 自動融資サービス／スルガバンクライン

1. 対象となるお客さま

自動融資サービス又はスルガバンクラインをご利用のお客さま

2. 景品とするポイント

景品としてお客さまに進呈するリクルートポイント(以下「ポイント」といいます。)は、毎月の約定返済(定例返済)金額に応じて次のとおりとなります。

ただし、返済日に引落しができなかった場合、及び随時返済の場合にはポイント進呈の対象とはなりません。

前月10日現在のご利用残高	ご返済額	進呈ポイント
1万円未満	前月10日現在のご利用残高＋ 約定日前日までの利息・遅延損害金	なし
1万円以上 50万円以下	10,000円	10ポイント
50万円超 100万円以下	20,000円	20ポイント
100万円超 200万円以下	30,000円	30ポイント
200万円超 300万円以下	40,000円	40ポイント
300万円超 400万円以下	50,000円	50ポイント
400万円超 500万円以下	60,000円	60ポイント
500万円超3,000万円以下	+20,000円～50,000円 (80,000円～360,000円)	一律60ポイント

3. 景品の進呈期間

自動融資サービス又はスルガバンクラインのご利用期間中とします。

4. 景品の進呈時期

原則として、毎月の約定返済分の引落しを実施した月にポイントを進呈します。ただし、通信機器等の障害及び諸事情等により変更になることがあります。

第2条 SUUMO提携住宅ローン、アパートローン、リゾートローン／リクルートポイント付き目的別ローン＜証書型＞(有担保)

1. 対象となるお客さま

下記対象商品をご契約のお客さま
(対象商品)

- ・SUUMO提携住宅ローン
- ・SUUMO提携アパートローン
- ・SUUMO提携リゾートローン
- ・リクルートポイント付き目的別ローン＜証書型＞(有担保)

2. 景品とするポイント

景品としてお客さまに進呈するポイントは、月1回、前月末日時点の前項に定める各融資対象商品の借入金残高に応じて次のとおりとなります。ただし、毎月の当社の定める基準日時点で延滞中のお客さまへの景品進呈は行いません。

前月の借入金残高	進呈ポイント
1,000万円以上	1,000ポイント

3. 景品の進呈期間

本条第1項に定める各融資対象商品のお借入期間又は10年間のいずれか短い期間とします。

4. 景品の進呈時期

原則として、翌月にポイントを進呈します。ただし、通信機器等の障害及び諸事情等により変更になることがあります。

第3条 SUUMO提携住宅ローン(フラット35)

1. 対象となるお客さま
ご融資金額1,000万円以上のSUUMO提携住宅ローン(フラット35)をご契約のお客さま
2. 景品とするポイント
ご契約で10,000ポイントを進呈します。
3. 景品の進呈時期
ご契約された翌々月に、ポイントを進呈します。

第4条 リクルートポイント付きスルガ銀行カードローン

1. 対象となるお客さま
リクルートポイント付きスルガ銀行カードローンをご利用のお客さま
2. 景品とするポイント。
景品としてお客さまに進呈するポイントは、毎月の約定返済(定例返済)金額に応じて次のとおりとなります。ただし、返済日に引落しができなかった場合や、随時返済の場合にはポイント進呈の対象とはなりません。

ご利用残高	ご返済額	進呈ポイント
5万円以下	1,000円以上	10ポイント
10万円以下	3,000円以上	30ポイント
10万円超 20万円以下	6,000円以上	60ポイント
20万円超 30万円以下	9,000円以上	90ポイント
30万円超 40万円以下	12,000円以上	120ポイント
40万円超 50万円以下	15,000円以上	150ポイント
50万円超 100万円以下	20,000円以上	200ポイント
100万円超 150万円以下	30,000円以上	300ポイント
150万円超 200万円以下	40,000円以上	400ポイント
200万円超 250万円以下	50,000円以上	500ポイント
250万円超 300万円以下	60,000円以上	600ポイント
300万円超 350万円以下	70,000円以上	700ポイント
350万円超 400万円以下	80,000円以上	800ポイント
400万円超 450万円以下	90,000円以上	900ポイント
450万円超 500万円以下	100,000円以上	1,000ポイント
500万円超 550万円以下	110,000円以上	1,100ポイント
550万円超 600万円以下	120,000円以上	1,200ポイント
600万円超 650万円以下	130,000円以上	1,300ポイント
650万円超 700万円以下	140,000円以上	1,400ポイント
700万円超 750万円以下	150,000円以上	1,500ポイント
750万円超 800万円以下	160,000円以上	1,600ポイント

3. 景品の進呈期間
リクルートポイント付きスルガ銀行カードローンのご利用期間中とします。
4. 景品の進呈時期
原則として、毎月の約定返済分の引落しを実施した月にポイントを進呈します。ただし、直接入金によってご返済の場合は、ご返済時期によって翌月の進呈となります。また、通信機器等の障害及び諸事情等により変更になることがあります。

第5条 リクルートポイント付き目的別ローン<カード型>/目的別ローン<証書型>(無担保)

1. 対象となるお客さま

リクルートポイント付き目的別ローン<カード型>又は目的別ローン<証書型>(無担保)をご契約のお客さま。

2. 景品とするポイント

景品としてお客さまに進呈するポイントは、月1回、前月末日時点の前項に定める各融資対象商品の借入金残高に応じて次のとおりとなります。ただし、毎年の当社の定める基準日時点で延滞中のお客さまへの景品進呈は行いません。

月末のお借入残高	進呈ポイント
10万円超 50万円以下	5ポイント
50万円超 100万円以下	10ポイント
100万円超 200万円以下	50ポイント
200万円超 300万円以下	100ポイント
300万円超 400万円以下	150ポイント
400万円超 500万円以下	200ポイント
500万円超	250ポイント

3. 景品の進呈期間

リクルートポイント付き目的別ローン<カード型>又は目的別ローン<証書型>(無担保)のご利用期間中とします。

4. 景品の進呈時期

原則として、翌月にポイントを進呈します。ただし、通信機器等の障害及び諸事情等により変更になることがあります。

第6条 リクルートポイント付きVisaデビットカード

1. 対象となるお客さま

景品を進呈する時点でリクルートポイント付きVisaデビットカード会員であるお客さま。

2. 景品とするポイント

景品としてお客さまに進呈するポイントは、リクルートポイント付きVisaデビットカードの前月のご利用金額(国内・海外ショッピングのご利用金額。海外ATMでの現地通貨お引出しサービス利用分は除きます。)に応じて、次のとおりとなります。

前月のご利用金額×0.8%

3. 景品の進呈時期

原則として、翌月にポイントを進呈します。ただし、通信機器等の障害及び諸事情等により変更になることがあります。

第7条 スペシャルギフト付き定期預金

1. 対象となるお客さま

スペシャルギフト付き定期預金をご契約いただき、次項に定める抽せんの結果、当せんされたお客さま。

2. 抽せん方法

(1)当社は、スペシャルギフト付き定期預金の預入金額10万円ごとに1口の抽せん番号を付し、お預けいただいたお客さま毎にお送りする取引の内容が一覧できる明細書又はインターネット上の当社が指定する箇所にその番号を記載します。なお、1回の預入金額が10万円未満の場合には、抽せん番号は付しません。

(2)当社は、毎月、前月末日時点で有効な抽せん番号を対象に抽せんを行います。

(3)スペシャルギフト付き定期預金預入期間中は、お客さまに帰属する抽せん権利も継続し、毎月抽せんの対象となります。ただし、当せんされたお客さまにつきましては、当せんされた翌月からお客さまに帰属するこの預金のすべての抽せん番号の権利が一時的に抽せんから除外され、当せんから1年経過後に抽せんの権利が復活し、再び抽せん対象となります。

(4)抽せんは、パーソナルコンピューターを利用した当社所定の方法で行います。

(5)当せん番号の発表は、インターネット上の当社ホームページの当社が指定する箇所に表示します。

3. 景品

(1)抽せんによりお客さまに進呈する景品は、1等景品及び2等景品とします。景品の詳細はインターネット上

の当社ホームページの当社が指定する箇所に表示します。

- (2) 1等景品、2等景品についてそれぞれ複数の種類の景品が用意されている場合、当せんされたお客さまは、1等又は2等景品の中から任意の景品を選択できます。
- (3) 景品の選択にあたっては、当社所定の方法により、お客さまに選択の意思表示をしていただきます。万一、お客さまから当社が指定する期日までに選択の意思表示がなかった場合には、お客さまに通知することなく、当社が任意の景品を選択します。

4. 景品の送付先

当せんされたお客さまに当社が景品を郵送する場合は、当せんされたお客さまの当社へのお届出住所に郵送します。なお、お客さまの住所、氏名に変更があったにもかかわらず、当社に対し当社所定の方法で変更の届出をしなかった等、お客さまの責めに帰すべき事由により景品が到達しなかった場合、及び景品が配達された際にお客さまが不在であったため景品が到達しなかった、又は遅達した場合には、通常到達すべき日に到達したものとみなし、当社は責任を負いません。

第8条 ジャンボ宝くじ付き定期預金

1. 対象となるお客さま

ジャンボ宝くじ付き定期預金をご契約のお客さま。

2. 景品とする当せん金付証票の種類、進呈頻度、枚数

- (1) 景品としてお客さまに進呈する当せん金付証票(以下「宝くじ」といいます。)の種類、進呈頻度、枚数は、ジャンボ宝くじ付き定期預金の預入金額に応じて、次のとおりとします。

預入金額	宝くじの種類	進呈予定の宝くじ
100万円	年末ジャンボ宝くじ	左記の宝くじについて年1回、5枚。
300万円	①ドリームジャンボ宝くじ ②サマージャンボ宝くじ ③年末ジャンボ宝くじ	①②の宝くじについて年1回ずつ、各5枚。 ③の宝くじについて年1回、10枚。
600万円		①②の宝くじについて年1回ずつ、各10枚。 ③の宝くじについて年1回、20枚。
900万円		①②の宝くじについて年1回ずつ、各15枚。 ③の宝くじについて年1回、30枚。

- (2) 前号で定めた宝くじ(以下「所定の宝くじ」といいます。)が販売されなかった場合、及び所定の宝くじ発売の時期が大幅に変更になった、又は所定の宝くじの販売価格が変更になった場合等には、当初見込んでいた金額と同程度の金額で購入できる他の宝くじ、又は他の物品を景品とすることがあります。

3. 宝くじの進呈基準日

所定の宝くじは、次に定める毎年の基準日現在、ジャンボ宝くじ付き定期預金に預入金をされているお客さまに進呈します。

宝くじの種類	基準日
ドリームジャンボ宝くじ	4月15日
サマージャンボ宝くじ	6月30日
年末ジャンボ宝くじ	11月15日

4. 宝くじ進呈期間

宝くじは、ジャンボ宝くじ付き定期預金の預入期間である3年間について進呈し、この預金が継続された場合には宝くじの進呈も継続します。

5. 進呈する宝くじの取扱方法について

お客さまに進呈するジャンボ宝くじは、当社にて保護預かりとさせていただきます、宝くじの現物は取扱いいたしません。保護預かり業務はみずほ銀行に委託します。

お客さまには宝くじ番号を記載した「通知書」を基準日におけるお客さまのお届け住所に普通郵便で送付します。「通知書」にてお客さまに割り当てられた宝くじの番号は、いかなる場合にも変更できません。

6. 通知書について

「通知書」は再発行しませんので大切に保管してください。「通知書」が返戻となった場合は当社にて保管し、

当該宝くじの当せん金の換金期限到来後に当社にて廃棄します。お客さまが当社に対し案内不要のお届けをしている場合でも、「通知書」は送付されます。また、「通知書」では、宝くじが当せんした場合の当せん金の請求はできません。

7. 中途解約時の注意

宝くじ進呈の基準日現在、ジャンボ宝くじ付き定期預金の預入残高があっても、その後前項の「通知書」の発送までに中途解約された場合は、宝くじの進呈を中止することがあります。

また、定期預金預入れ後、短期間で中途解約を複数回繰り返した場合、又は当社が不適切な取引と判断した場合には、定期預金口座の作成を停止又は解約をさせていただく場合がございます。

8. 当せん金について

お客さまに進呈した宝くじの抽せん結果（「宝くじ記念お楽しみ抽せん」を含む）の確認は、当社がみずほ銀行に委託し、みずほ銀行が行います。当せん金は、リクルート支店普通預金口座に自動的に振込いたします。（抽せんから1か月以内）宝くじの当せん金の受取り前にお客さまの都合で当せん金受取口座を解約された場合、その他の当せん金の入金ができない事情があると当社が判断する場合には、お客さまの当せん金の請求権は消滅するものとし、当社及びみずほ銀行は、本当せん金が振り込まれないことについての一切の責任を負いません。

9. 「宝くじの日記念お楽しみ抽せん」について

宝くじの抽せんにはずれ、翌年9月2日に行われる「宝くじの日記念お楽しみ抽せん」に当せんした場合、みずほ銀行から直接、景品を送付します。なお、送付先は基準日におけるお客さまのお届け住所とします。

なお、お客さまの住所、氏名に変更があったにもかかわらず、当社に対し当社所定の方法で変更の届出をしなかった等、お客さまの責めに帰すべき事由により、「宝くじの日記念お楽しみ抽せん」に当せんした場合の景品が送付できなかったときは、当社及びみずほ銀行は、お客さまに景品をお届けできないことによる一切の責任を負いません。抽せんにはずれた宝くじは、当社又はみずほ銀行で処分します。

10. 個人情報について

宝くじの当せん金や「宝くじの日お楽しみ抽せん」に当せんした場合の景品の進呈のため、お客さまの住所、氏名、口座番号の個人情報を当社及び宝くじの保護預かり業務の委託先であるみずほ銀行で利用させていただきます。ただし、これらの情報は、宝くじの当せん金や景品の進呈に係る業務の範囲に限り利用するものとします。

11. 譲渡・質入れの禁止

宝くじを受領する権利及びその宝くじから生じる権利、その他この規定に係る一切の権利は譲渡、質入れ、その他第三者の権利を設定することができません。

第9条 リクルートポイント付き定期預金

1. 対象となるお客さま

リクルートポイント付き定期預金をご契約のお客さま

2. 景品とするポイント

景品としてお客さまに進呈するポイントは、預入金額に応じて、次のとおりとなります。

(1) 預入金額10万円ごとに60ポイント。

(2) ポイント進呈の基準となるお預入残高は10万円ごと1口とし、10万円に満たない預入金額を合算する取扱いとはしません。また、当社がやむをえないものと認めてポイント付き定期預金を満期日前に解約する場合には、ポイントは進呈されません。

3. 景品の進呈時期

原則として、満期月の翌月に、ポイントを付与します。ただし、通信機器等の障害及び諸事情等により変更になることがあります。

4. 休眠預金に関する取扱い

お客さまの定期預金口座に係る預金について長期間出入金等の異動事由がなく、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律に基づき、休眠預金等に該当することとなり、お客さまの当社に対する預金債権が消滅した場合には、ポイントを付与しません。

第10条 ダイレクト投資信託

1. 対象となるお客さま

新規にポイント付きダイレクト投資信託を10万円以上購入されたお客さま。

2. 景品とするポイント

毎月の購入金額10万円(申込手数料、消費税を含む)ごとに、20ポイントを進呈します。なお、ポイント進呈は、新規のご購入に限り、ご購入後、換金されてから6か月以内に再度ご購入される場合は、ポイント進呈対象にはなりません。また、お申込みを取消しされた場合、ポイントは進呈されません。この他、当社の判断により、ポイントが進呈されないことがあります。

3. 景品の進呈時期

原則として、毎月、月末時点で月中購入額を確定し、翌月にポイントを進呈します。ただし、通信機器等の障害及び諸事情等により変更になることがあります。

第11条 リクルートポイント付き給与振込、口座振替、年金受取サービス

1. 対象となるお客さまと景品とするポイント

(1)リクルートポイント付き給与振込ポイントサービス

毎月、当社が給与と認識できる入金があったお客さまに対し、1件につき5ポイント(最大10件・50ポイント)を進呈します。

(2)リクルートポイント付き口座振替ポイントサービス

毎月、口座振替があったお客さまに対し、1件につき3ポイント(最大20件・60ポイント)を進呈します。

(3)リクルートポイント付き年金受取ポイントサービス

当社が公的年金(厚生年金、国民年金、共済年金)と認識できる10万円以上の入金があったお客さまに対し、毎月、100ポイントを進呈します。

2. 景品の進呈時期

原則として、入金又は口座振替の引落日の翌月に進呈します。ただし、通信機器等の障害及び諸事情等により変更になることがあります。

第12条 ポイントの進呈方法

お客さまのリクルートポイント付きVisaデビットカードにおけるリクルートポイント残高に加算する方法により進呈します。

第13条 景品の確認

1. ポイント進呈について

ポイントの進呈にあたっては、厳正な管理及び記録をしています。進呈されたポイントは、必ず進呈直後にお客さまご自身で確認をしてください。万一、ポイントの内容が相違していると思われる場合には、ポイント進呈の日を含め10日以内に当社まで電話にて連絡をしてください。当社におけるポイント進呈の記録と照合し、対応させていただきます。なお、ポイント進呈後11日目以降は進呈の記録との照合及び対応は行いません。また、ポイント進呈時点でリクルート支店の口座を解約されている場合にはポイント進呈の対象とはなりません。

2. スペシャルギフトについて

景品の発送にあたっては、厳正な管理及び登録をしています。送付された景品は、必ず到達直後直ちにお客さまご自身で確認をしてください。万一、景品の内容が相違していると思われる場合には、景品到達の日を含め10日以内に当社まで電話にて連絡をしてください。当社における発送の記録と照合し、対応させていただきます。なお、景品到達後11日目以降は発送の記録との照合及び対応は行いません。また、景品が配達された際にお客さまが不在であったため、景品の到達が通常到達すべき日より遅れた場合には、上記確認の電話連絡は通常到達すべき日を基準とし、その日を含め10日以内に行ってください。

第14条 景品の変更

景品は、その価格変動又は経済情勢の変化等により進呈の中止又は景品の変更をすることがあります。その場合は、インターネット上の当社ホームページの当社が指定する箇所に表示します。当社ホームページ掲載以降は変更後の内容にて取り扱います。

第15条 商品の取扱中止・変更について

リクルート支店の扱いサービス・商品は、経済情勢の変化等により、取扱いの中止若しくは変更を行うことがあります。その場合は、インターネット上の当社ホームページの当社が指定する箇所に表示します。当社ホームページ掲載以降は変更後の内容にて取り扱います。

第16条 規定の準用等

本規定に定めのない事項については、当社諸規定により取扱います。本規定と当社諸規定との間に矛盾が生じる場合には、本規定が優先されます。

第17条 規定の変更について

法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他の理由により、本規定を変更する必要がある場合は、民法その他の法令に基づき、当社は変更内容について当社ホームページの掲載、店頭掲示等、適宜の方法で周知することにより、これを変更できるものとします。変更された場合には、変更後の内容が適用されます。

第18条 休眠預金に関する取扱い

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律に基づき、休眠預金等に該当することとなり、お客さまの当社に対する預金債権が消滅した場合には、宝くじ、ポイント等の景品を付与しません。

第19条 免責事項

次の各号の事由により景品の進呈、進呈時期の変更等があっても、これにより生じた損害について、当社はいっさい責任を負いません。

- (1) 災害、事変等その他不可抗力と認められる事由が生じた場合
- (2) 通信機器、通信回線又はコンピューター等に障害が生じた場合

以 上
(2023年11月16日現在)

附則

第1条 適用期日

第8条2項(1)の規定(新規定)は2023年11月16日から適用します。

第2条 経過措置

第8条2項(1)の規定(新規定)は以下の定期預金に適用されます。

- ①2023年11月16日以降に新規に預入れされる定期預金。
- ②2023年11月15日以前に預入れされた定期預金において、2023年11月16日以降に満期日を迎え自動継続される定期預金。

2023年11月15日までに満期日を迎え自動継続される定期預金は、当該自動継続後に初めて満期日を迎える日まで第8条2項(1)の規定(旧規定)が適用されます。

【第8条2項(1)新旧規定】

	【新規定】		【旧規定】	
預入金額	宝くじの種類	進呈予定の宝くじ	宝くじの種類	進呈予定の宝くじ
100万円	年末ジャンボ宝くじ	左記の宝くじについて 年1回、5枚。	ドリームジャンボ宝くじ 年末ジャンボ宝くじ	左記2種類の宝くじについ て年1回ずつ、各5枚
300万円	①ドリームジャンボ宝くじ ②サマージャンボ宝くじ	①②の宝くじについて 年1回ずつ、各5枚。	ドリームジャンボ宝くじ サマージャンボ宝くじ	左記3種類の宝くじについ て年1回ずつ、各10枚

	③年末ジャンボ宝くじ	③の宝くじについて 年1回、10枚。	年末ジャンボ宝くじ	
600万円		①②の宝くじについて 年1回ずつ、各10枚。 ③の宝くじについて 年1回、20枚。		左記3種類の宝くじについ て年1回ずつ、各20枚
900万円		①②の宝くじについて 年1回ずつ、各15枚。 ③の宝くじについて 年1回、30枚。		左記3種類の宝くじについ て年1回ずつ、各30枚

以 上